

## 森林環境譲与税の使途の公表

平成 31(2019)年 3 月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立しました。

これにより、「森林環境税」（令和 6(2024)年度から課税）及び「森林環境譲与税」（令和元(2019)年度から譲与）が創設されました。

### ■ 森林環境税創設の趣旨

森林の有する公益的機能は、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や水源の涵養等、国民に広く恩恵を与えるものであり、適切な森林の整備等を進めていくことは、我が国の国土や国民の生命を守ることにつながる一方で、所有者や境界が分からない森林の増加、担い手の不足等が大きな課題となっています。

このような現状の下、平成 30(2018)年 5 月に成立した森林経営管理法を踏まえ、パリ協定の枠組みの下における我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税が創設されました。

### ■ 森林環境譲与税の使途とその公表

森林環境譲与税は、市町村においては、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林整備及びその促進に関する費用」に充てることとされています。

なお、適正な使途に用いられることが担保されるように森林環境譲与税の使途については、市町村等は、インターネットの利用等により使途を公表しなければならないこととされています。

■ 令和元年度森林環境譲与税の使途

事業	事業費	事業内容	実績
森林整備事業	2,887 千円	<p>○秩父地域森林林業活性化協議会集約化分科会負担金</p> <p>秩父市・横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町で構成する秩父地域森林林業活性化協議会を通じた森林管理制度の意向調査の準備作業及び意向調査の実施。</p>	<p>意向調査実施</p> <p>(長若地区、対象森林 約 467ha 森林所有者 195 名)</p>
		<p>○町有林整備</p> <p>町有林の森林整備を実施。</p>	<p>森林整備 1.51ha</p> <p>(除伐、下刈り)</p>
		<p>○地域性苗木等配付</p> <p>森林の生物多様性と自然環境を保持した森林保全の推進を図るため、地域性苗木等配付事業の実施。</p>	<p>モミジ 500 本購入</p>
木材・普及啓発事業	1,409 千円	<p>○ウッドスタート</p> <p>木材の利用促進と木育事業の推進を図るため、誕生祝い品として木製おもちゃを贈るウッドスタート事業等の実施。</p>	<p>木製おもちゃデザイン制作、木製おもちゃ(55 個)、木製ベンチ(14 台)等の購入</p>
森林環境譲与税基金	5,274 千円	<p>○森林環境譲与税基金積立</p> <p>次年度以降に実施する森林整備や公共施設の木質化を推進するための積立。</p>	-
計	9,570 千円	○森林環境譲与税	